

「第5回 食品の営業規制に関する検討会」
日本自動販売協会 カップ式自販機に係る説明資料

2018年10月15日
日本自動販売協会

■ 日本自動販売協会の概要

設立年月日	昭和62年4月20日
目的	安心・安全な清涼飲料や食品などを消費者へ提供するために、自動販売機の適正な管理の推進を図るとともに、会員の健全な発展と社会に寄与することを目的とする。
事業	我が国における唯一の自動販売機オペレーターの全国団体として、会の目的を達成するため次の主な事業を行っている。 (1)食品衛生の維持および向上に関する事業 (4)自動販売機営業に関する調査研究事業 (2)食品衛生思想の普及に関する事業 (5)自動販売機営業に関する指導事業 (3)自動販売機の適正管理に関する事業 (6)会員の福利厚生に関する事業
会員 (平成30年10月)	◆正会員:113社 ◆支部正会員:77社 ◆本部賛助会員:38社。 ● 当協会会員計で、清涼飲料自動販機売上高の約95%の構成比となる。 ● 主な事業者 : 清涼飲料自動販売機オペレーター(缶・ペット、カップ式等)。
組織	全国8支部で事業展開(北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸、関西、中四国、九州) 本部委員会 : 事業推進委員会、安全環境委員会、食品衛生委員会、 電子マネー対策委員会、広報総務委員会。
関係団体	● 清涼飲料自販機協議会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売システム機械工業会、日本自動販売機保安整備協会。
ガイドライン	自動販売機自主設置ガイドラン、自主景観ガイドラインを制定。

■ 自動販売機業界の概要

◆ 飲料自動販売機普及台数(2017年12月、酒・ビール自販機除く)

※出典: 日本自動販売システム機械工業会

	缶・PET	カップ式	牛乳	計
台数	2,130,000台	156,400台	133,500台	2,419,900台
前年比	99.9%	92.5%	90.2%	98.8%
構成比	88.0%	6.5%	5.5%	100%

※自販機普及台数: 4,271,400台、酒・ビール自販機: 23,900台 ※2009年自販機普及台数:(缶・PET: 2,148,000台)(カップ式: 201,700台)(牛乳: 179,400台)

◆ 自動販売機に係る営業許可業種(酒・ビール自販機除く)

※出典: 日本自動販売システム機械工業会

営業許可業種	主な対象自販機
飲食店営業許可	ハンバーガー自販機、電子レンジ付冷凍食品自販機、給湯装置付カップめん自販機、弁当自販機など。
喫茶店営業許可 ※当協会の会員が主として取得	カップ式コーヒー自販機、カップ式清涼飲料自販機。
乳類販売業営業許可	牛乳自販機。
氷雪製造業営業許可	氷自販機、かき氷自販機。
食肉販売業	冷凍包装食肉自販機。
<p>● カップ式自販機: 重複して取得する営業許可業種は、販売品目により、①喫茶店営業許可②飲食店営業許可(スープ類他)③乳類販売業営業許可(乳飲料他)となる。</p>	

■ カップ式自販機の現行営業許可制度の背景

昭和47年以降、営業許可業種の見直しがなされておらず、実態に合っていない。

◆ カップ式自販機が昭和47年に喫茶店営業許可業種となった背景。

- カップ式自販機普及台数が少なく、自販機営業許可を制定する規模でなかった。
- カップ自販機は、調理行為があることから施設基準が軽装備な喫茶店営業となった。

- 自販機の構造機能の規定が無く、カップ式自販機は、「公衆衛生に与える影響が著しい営業」と規定された。

- カップ式自販機の普及台数(推移)
 - 昭和47年: 17,312台
(飲料自販機: 444,709台)
 - 平成29年: 156,400台
(飲料自販機: 2,419,900台)

- 昭和55年1月:食品自販機の構造機能に関する指導事項(厚生省通達)。
- 昭和55年以降は、上記の指導事項を遵守した自販機が設置され、カップ式自販機の公衆衛生に与える影響は著しく低下した。

■ 「営業許可業種見直しの論点(案)」への意見(1)

論点:調理機能を有する自動販売機を引き続き要許可業種とするか。

1. カップ式自販機は、創設する『営業届出制度』に変更することが合理的と考えます。

※カップ式自販機の営業許可手続き時間(協会調査)
・ 259分(新規1申請当たりの時間)

- カップ式自販機の公衆衛生に与える影響は著しく少ない。
- カップ式自販機の食中毒リスクは著しく低い。

- カップ式自販機は、喫茶店営業の調理行為とは全く異なり、人を介した調理行為の無い飲料の販売業である。
- カップ式自販機内の完全自動調理である。

- カップ式自販機は、過去、食中毒の事例は無い。
- 日本自動販売協会のカップ式自販機の「自主品質検査」において過去31年間、不適合の事例は無い。

- カップ式自販機の技術進化＝「自販機のマイコン化(昭和56年)」により、自販機を衛生的に保つ為の洗浄機能及び衛生管理機能の機能追加が可能になった。
- 「販売都度洗浄」「オートサニテーション」の新たな機能追加が可能になる。

カップ式自販機 衛生管理体制進化の現状報告(P6)

カップ式自販機衛生管理技術進化の現状報告(P7・8)

■ カップ式自販機 衛生管理体制進化の現状報告

項目	進化の主な内容
衛生管理活動 (業界活動)	<ul style="list-style-type: none"> ● ルートセールス訪問時の衛生管理を自販機オペレーター企業に徹底(継続)⇒<u>「販売都度洗浄」「オートサニテーション」「人によるサニテーション」の仕組みの確立により、カップ式自販機の衛生管理体制は大きく進化した。</u> ● サニテーションクルー(専門部門)による衛生管理システムの導入。 ● 機械管理体制の導入⇒一定期間・一定販売数の超過した自販機は部品交換、機械交換(オーバーホール)を実施する体制とした。
日本自動販売協会 (昭和62年4月発足)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本自動販売協会は、31年前の発足時から自主品質検査を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 過去31年間、不適合の事例は無し。 ➢ 2017年度の結果:全国8支部67社で実施し全てが適合。 <ul style="list-style-type: none"> □ 検査委託機関:公益社団法人 日本食品衛生協会食品衛生研究所。 ● 自販機衛生管理マニュアルの作成⇒会員企業へマニュアル配布。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在、HACCPに準拠した内容にマニュアル改訂の準備中。
カップ式自販機オペレーターの上位寡占化(加速)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自販機オペレーター(カップ自販機)の上位寡占化により、業界の衛生管理体制は一段と向上した。 ● 自販機オペレーター事業者の規模。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ カップ式OP:106社<缶PETOP:518社。(当協会調査)

■ カップ式自販機 衛生管理技術進化の現状報告(1)

◆ 調理方式・原料充填方式	
調理方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 自販機内の完全自動調理方式である⇒人を介した調理行為は無い。 ● 人が原料に直接触れる行為は無い⇒人の調理に係る行為は、原料をセットする行為のみである。
原料充填方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 原料充填方式の主流は、BIB(バックインボックス容器)へ変更となる。原料と機器の直接ジョントの為、従来のシロップ容器からの移し替えによる衛生管理上のリスクは無くなった⇒原料充填時に、空気に触れることが無くなり、異物混入のリスクが無くなった。 ● BIBの導入により、原料の継ぎ足しが無くなり、フレッシュローテーションが完全に実現した。
原料	<ul style="list-style-type: none"> ● カップ式自販機の原料は、水分活性(食品中で微生物が生育するために利用できる水分割合)が低いので微生物が発生するリスクは低い。
◆ 洗浄機能＝サニテーション方式：人を介さない自動洗浄。	
販売都度洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ● ミキシングボールやパドル(カップミキシング方式で使用)を販売毎に湯洗浄する機能。使用原料に合わせて、湯量を変更することができる。
オートリンス機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 湯洗浄を自動で行う機能。曜日別・杯数別に設置ロケに合わせた洗浄を行うことができる⇒人によるサニテーション頻度・箇所が激減した。
薬剤サニテーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な薬剤サニテーションを手順通りに実施出来るように、自動制御機能を内蔵している⇒薬剤サニテーションの人為的ミスが無くなる。

■ カップ式自販機 衛生管理技術進化の現状報告(2)

◆ 衛生管理機能 : 食中毒菌発育の要素の一つである「水分」を除去。	
アイスシュータ乾燥ファン	● アイスシュータの水分を除去する為のファンを装備。
パウダー原料除湿	● パウダーの出口部を除湿する為のヒータを装備。
ノズル乾燥促進	● ミキシングボール機のパウダーノズルの水分除去を行うヒータを装備又は撥水性の高い材料を採用。 ● カップミキシング機はパウダーノズル自体を削除。
◆ その他:技術進化した機能	
清掃作業機能	● 清掃マニュアルにより清掃周期と清掃箇所の明確化。 ● 定期的な点検と交換時期の目安を記載したメンテナンス部品の明確化。 ● 清掃箇所の削減及び工具レスでの部品が取り外せる構造の採用。
安全装置	● カップなし時・排水バケツ満水時・断水時の販売停止、空だき防止、漏電遮断器、過昇温防止(手動復帰機構)、食品衛生サーモスタット(温水63℃未満時売切れホールド、冷水10℃以上時売切れホールド)。
◆ カップ式自販機の認可・認証	
● 食品・添加物等の規格基準(厚生労働省告示)に基づき自販機本体の材質、構造及び機能を順守している。	
● 電気用品安全法適合証(経産省)、給水用具認証(厚労省)、給水タンク認定(厚労省)の認証・認可を受けている。	

※()内=管轄の行政機関

■ 「営業許可業種見直しの論点(案)」への意見(2)

論点：調理機能を有する自動販売機を引き続き要許可業種とするか。

2. カップ式自販機が『営業届出制度』に変更されない場合、『自販機営業許可業種』を新設することが合理的と考えます。

● 自販機の施設の特特殊性(営業施設の共通基準は不要)から、喫茶店営業に入れるのは、合理的根拠がない。

● 規模の点で「自販機営業>喫茶店営業」(大きな差異)であり、自販機を喫茶店営業に入れるのは、合理的根拠がない。

● カップ式自販機は、喫茶店営業の調理業を前提とした施設基準は不要である⇒非店舗型営業である。

● カップ式自販機の堅牢性・耐久性及び安全性は、他の営業許可業種より著しく高い⇒自販機稼働年数：約15年。
(オーバーホールを実施し稼働。協会調査)。

● 営業施設件数(平成28年)

➢ 自販機件数 : 182,032件

➢ 喫茶店件数 : 27,572件

● 営業許可件数(新規)(平成28年)

➢ 自販機件数 : 13,424件

➢ 喫茶店件数 : 6,803件

※自販機営業許可手数料を設定している保健所がある⇒資料1-(1)。※喫茶店件数=自販機を除いた喫茶店営業許可

■ 現行の施設基準の問題点(1)

現行の施設基準で不要と思われる項目及び施設基準のうち、自治体によって内容や運用が著しく異なる項目がある。

1. カップ式自販機の施設基準の「手洗施設」は、同一施設内の「手洗施設」の活用を可とする(標準化)ことが合理的と考えます⇒現在、保健所により判断が著しく異なる。
2. 自治体(保健所)のカップ式自販機の「施設確認検査」は不要であると考えます。

同一施設の定義＝同一敷地に存在する建物。但し、同一敷地内にある別棟の建物は対象外とする。

1. カップ式自販機の手洗施設の設置目的は、同一施設内の手洗施設の活用で実現できる。

2. 施設基準の規定目的と具体的仕様は、自販機内で要件を完結しているため、「施設確認検査」は不要である。

- 自販機オペレーターのルートセールスは、同一施設内の手洗施設を使用している。(当協会調査)
- 手洗施設の設置目的である衛生管理は、アルコール消毒を徹底している。(ルートセールス＝常時携行)

- カップ式自販機は、調理室を自販機で代替しているため、認可・認証を取得しているカップ式自販機の施設確認検査を行なうのは合理的根拠がない。
- カップ式自販機の施設確認検査を実施していない保健所がある(下記参照)。

※カップ式自販機の施設確認検査の未実施の保健所。
☆大阪市、東京都一部の保健所。

■ 現行の施設基準の問題点(2)

現行の施設基準で不要と思われる項目及び施設基準のうち、自治体によって内容や運用が著しく異なる項目がある。

3. カップ式自販機を同一施設内に設置(新規・増設)する場合、自販機1台毎の営業許可の新規申請が必要な保健所がある⇒現在、保健所により判断が著しく異なる。

全国標準化モデル

同一施設の定義＝同一敷地に存在する建物。但し、同一敷地内にある別棟の建物は対象外とする。

- 同一施設内の自販機の営業許可は、一本の申請(自販機の一括申請)とする。
同一施設内の自動販売機1台毎の営業許可の新規申請の廃止

- 同一施設内の自販機の増設及び入替及び一部廃止(撤去)は、「営業許可申請事項変更届」とする。

- 同一施設内で、公的機関に認可・認証を取得しているカップ式自販機を設置(新規・増設)する場合、自販機1台毎に営業許可の新規申請を行なう合理的根拠がない。

- 営業許可要件等に変更がないカップ式自販機の場合、増設及び入替及び一部廃止で、新規申請を行なう合理的根拠がない。また、食品安全衛生の観点から不要な新規申請を行なっていると考える。

■ 日本自動販売協会の説明資料のまとめ

カップ式自販機は、創設する『営業届出制度』に変更を要請します。

カップ式自販機の
公衆衛生に与える
影響は著しく少ない

人を介さないカップ
式自販機内の完全
自動調理である

カップ式自販機が『営業届出制度』に変更されない場合、『自販機営業許可業種』の新設を要請します。

自販機の施設の特
殊性(営業施設の
共通基準=不要)

「自販機営業>喫
茶店営業」の著しい
規模の差がある

カップ式自販機の施設基準である「手洗施設」は、同一施設内の「手洗施設」の活用の可及び「施設確認検査」の廃止を要請します。

手洗施設の設置目
的は、同一施設内
の手洗施設の活用
で実現できる

カップ式自販機は、
認可・認証を取得し
ている自販機(=施
設)である

カップ式自販機の同一施設内の自販機1台毎の営業許可の新規申請の廃止及び標準化を要請します。

同一施設内のカッ
プ式自販機は、認
可・認証を取得して
いる自販機である

営業許可要件に変
更がないカップ式自
販機の場合、不要
な新規申請である

■ 資料1-(1):地方自治体により異なる運用事例

◆ 営業許可手数料(新規・更新) (当協会調査)

手数料	新規			更新		
	喫茶店 営業許可	飲食店 営業許可	差異	喫茶店 営業許可	飲食店 営業許可	差異
平均値	9,887円	15,734円	5,847円	7,637円	12,091円	4,454円
①最高値	20,600円	27,000円	6,400円	18,600円	23,500円	4,900円
②最低値	4,000円	6,000円	2,000円	3,300円	4,800円	1,500円
差異①-②	16,600円	21,000円	4,400円	15,300円	18,700円	3,400円

◆ 自販機:営業許可手数料(新規) (当協会調査)

地区	喫茶店 営業許可	自販機 喫茶店営業許可	差異	削減率
東京都:多摩地区	15,800円	7,200円	▲8,600円	▲54.4%
東京都:文京区	11,500円	7,200円	▲4,300円	▲37.4%
東京都:渋谷区	11,500円	7,200円	▲4,300円	▲37.4%
愛知県	11,000円	10,000円	▲1,000円	▲9.1%
香川県	9,600円	4,000円	▲5,600円	▲58.3%
徳島県	9,600円	6,400円	▲3,200円	▲33.3%

■ 資料1-(2):地方自治体により異なる運用事例

◆ 自販機1台毎の営業許可の新規申請が必要な保健所の事例(当協会調査)。

NO	事例
1	同施設内の自販機のフロアー移動時の新規営業許可申請。
2	自販機増設時の新規営業許可申請。 <ul style="list-style-type: none">➤ 既設置自販機に隣接して増設する場合は、新規営業許可申請は不要だが、一定の距離が離れる場合は、新規営業許可申請が必要なケースがある(保健所の担当者により解釈が異なる)。
3	同じ自販機の営業許可業種を喫茶店営業から飲食店営業へ変更する場合の 新規営業許可申請。
4	自販機の機種交換時の新規営業許可申請。

■ 資料2:カップ式自販機 調理システム

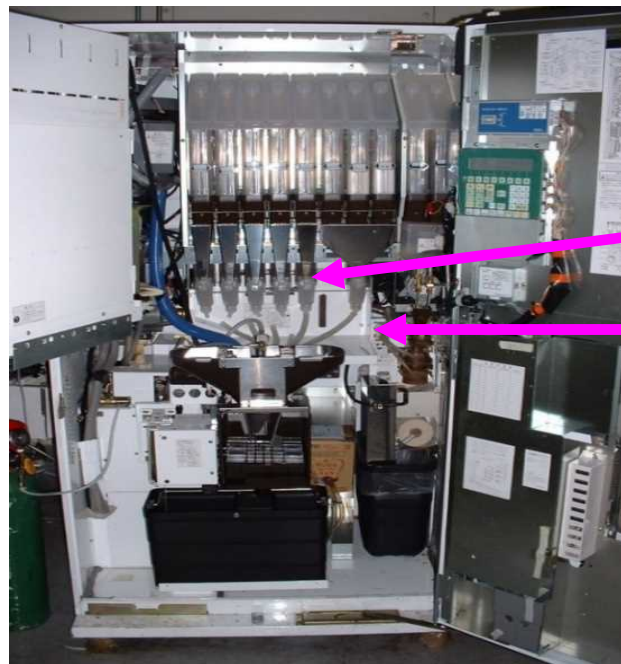
①ミキシングボール方式



②カップミキシング方式



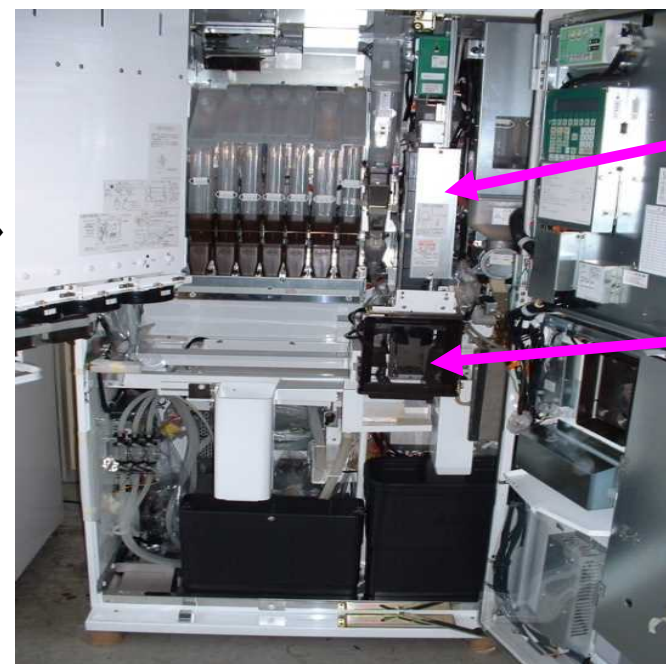
①ミキシングボール方式



ミキシングボール

飲料ホース

②カップミキシング方式



プロペラ機構

搬送機構